

シドニー福岡県人会 入会規約

1) 当県人会の目的

- 会員間の親睦を深め、交流をはかる。
- 福岡県及び他国（日本国内福岡県人会も含む）福岡県人会との公的交流をはかる。

2) 当県人会の運営・管理者

- 会員名簿の管理。
- 交流会及び県人会行事の企画実施及び参加費の徴収。

3) 会員資格

- シドニー及びその近辺に在住の者で福岡県出身者又は福岡県にゆかりのある者（居住地に関しては例外あり）。

4) 会員規約

- 会員は当県人会の目的を理解し当会規約を遵守する条件で当県人会執行部より会員資格を付与される。なお、入会登録は当県人会入会希望者全員が対象で 当県人会執行部も含め、基本的に例外は認めないこととする。 会員登録がない状態での当県人会イベント参加（会員のお誘いにより一緒にイベント参加した非会員を除く）は、入会希望者に限り一時的に会員扱いにしてイベント等の参加を認めるがその最終判断は執行部に委ねられる。 その場合、イベント参加後に会員登録の手続きがないものは非会員扱いとする。その判断も執行部が適宜に判断する。
- 会員は名誉会員、現行会員、永久会員からなる。名誉会員は、会長、副会長、事務局、各レクリエーション部長・副部長、相談役とする。会長以外の名誉会員に関しては、会員の中から会長が指名して、本人の承諾があれば名誉会員となる。現行会員はシドニー近辺に在住の方、永久会員は会員の方でシドニー以外の地域へ移動された会員でその後も当県人会の会員を希望する者とする。
- 会員資格を満たしているか否かは各入会申込者の自己判断。ただし、この件で当県人会情報管理者（入会後に氏名・メールアドレスを連絡予定）から問い合わせがある場合、会員は情報提供する。
- 当県人会各行事へ参加の際は、参加者は行事毎の各案内に記載されている要領を順守する。
- 入会后、退会希望の会員は、県人会情報管理者までその旨連絡する。
1年以上の期間に行事等の参加がない者は県人会執行部の判断で退会扱いになる場合がある。

- 当県人会行事の際に撮影された写真及び動画や行事活動状況は、当県人会のホームページやFACEBOOK（一般公開）に掲載される可能性あり。
- 写真等の掲載不可の場合、参加者は事前に各行事担当者に伝えること。家族や友人等と一緒に当県人会行事に参加の際は、同行者にも当該規約が適用される
- 県人会主催の催しものにおいて、会員は事故、紛失、傷病、会員同士のトラブル等に関し、主催者が直接その原因でない場合は主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行わないことを承諾する。
- 他の会員への迷惑行為禁止。
- 東京福岡県人会の会報・写真等の送付不要な会員は、事務局へ連絡する。

5) 当県人会の運営

- 入会費や年会費は無料。
- 当県人会行事への参加は、その都度参加料が発生する。

会員全員に案内するシドニー福岡県人会単独行事への参加者からは、実費に加え原則A\$ 5の寄付金を募集し、年間の運営費（ホームページの維持・管理及びその他県人会の管理・運営費用）に充当する。シドニー福岡県人会単独行事に参加困難な会員で寄付を希望される会員は、県人会事務局に相談されることをお勧めする。

原則、寄付金は懇親会で赤字が発生した場合の補填には使用されない。例外的に余剰金（寄付金を含まない）（以下“余剰金”）が不足している場合は一時的に年次会計報告の対象となる懇親会の赤字補填に使用されることがある。その場合、余剰金が十分な残高になった段階で 寄付金へ返金される。

餅つき会、BBQ会及び各部会主催の行事では寄付金の募集は行われず、ホームページ維持・管理費用及びその他管理・運営費用の発生状況に基づいて 当会員規定の改定を通さず、上記寄付金額 A\$5が見直されることがある。また寄付金募集の凍結は、執行部の判断に委ねられる。寄付金額の変更や寄付金募集の凍結は、事前に会員に通知される。

寄付金及び余剰金の増減を記載した会計報告は年に一度、事務局が会員に対して行う。会計期間は毎年1月1日から12月31日までとして、会計報告は年度末から2か月以内を目安として行う。各部会主催の行事や会員全員の一部を対象とする行事は 行事毎に独立採算で開催されるため、この会計報告には含まれない。

余剰金は、原則、年次会計報告の対象となる行事で赤字が発生した場合にその補填に使用される。例外的に寄付金残高が不足している場合に、一時的にホームページ維持・管理及びその他県人会の管理・運営費用の補填に使用されることがある。その場合、寄付金が十分な残高になった段階で 余剰金へ返金される。

上記の方針に従い、余剰金及び寄付金の使用用途は執行部での調整を経て会長が最終判断する。余剰金及び寄付金を管理する担当者は、会長が執行部メンバーの中から任命する。

- 入会申込書の必須項目の情報提供がなされない場合は、書類不備として入会は困難となる。また入会規約を順守しない会員は県人会情報管理者の判断で、会員資格を失う。
- 県人会情報管理者は入会申込書の受領後、合理的な期間内に入会適格性の審査を行う。入会不適格と判断された場合のみ、申込者に連絡する。申込者は入会不適格の連絡がない限り、申込者は入会されたものとみなされる。
- 登録メールアドレスへ配達不能になった場合は、県人会執行部の判断で退会となる場合がある。
- 各部会や行事の性質上、会員全員への案内が困難な場合も有り得ることを了解する。
- 入会規約の制定や変更は県人会執行部に一任する。

入会規約が変更される場合は、事前に会員へ報告される。

- 会員へのメール送付やホームページ、FACEBOOK 等への掲載は日本語で行われる。会員が英語での説明を要望する場合は、県人会情報管理者は適切な対応をとる。
- 会長は会長選任会議（事前に通知）において出席会員の過半数の賛成をもって選出される。その他の県人会執行部メンバー、名誉会員及び顧問は会長の任命とする。当入会規約において県人会執行部とは会長、副会長、事務局を指す。

執行部の任期は3年間とするが、満期の際に現執行部以外から就任希望者がいない場合は原則現執行部がその任を継続する。

- Treasurer, Secretary の選任が必要な場合は、会議を開催して、出席会員の過半数の賛成をもって可決される。
- 家族入会を選択する場合、各人が会員入会申し込みをしても問題無いが、代表者が入会すれば自動的に家族入会資格を得る。

会員の家族が参加可能な行事も計画・開催する。

6) 個人情報保護方針

- 当入会規約における個人情報とは 会員申込者が入会申込書に記載した個人及びその家族に関する情報を意味する。
- 県人会情報管理者は当県人会の目的の範囲内で個人情報を利用する。

会員名簿等個人情報は当県人会の目的以外で使用不可。

会員間の自発的な個人情報の共有は、県人会執行部の責任の範囲外とする。

- 県人会情報管理者は個人情報保護の重要性を認識し、会員の個人情報を適正に収集し、利用し、情報提供者への安全確保、保管・管理に十分な配慮をして、適切な処置を講ずる努力をする。

県人会情報管理者は個人情報保護に関する豪州の法令・規則を遵守する。

- 県人会情報管理者は個人情報の紛失、改ざん、漏洩等を防止するため適切な安全対策をとる。

また個人情報の適正な取り扱いを可能にする体制を構築する。

会員から個人情報の利用停止、消去等の要請があった場合は、県人会情報管理者はすみやかに対応する。会員は下記の個人情報に関する問い合わせ窓口への連絡要領に従って、要請する。

- 県人会情報管理者及びホームページ・FACEBOOK 担当者は会員本人の了承無しに会員の個人名等個人情報や会員が写っている写真が当県人会ホームページやFACEBOOK(一般公開)に掲載しない。

ただし、県人会主催の行事等における参加会員の写真や動画について一般公開を希望しない方は、その旨を県人会情報管理者又は各行事担当者に事前に伝えること。事前に通知がない場合は、一般公開に同意したものとみなされる。

Facebook に関しては公序良俗に反する文章、企業の宣伝や営利目的に繋がるコメント、イベント情報のアップロードに関しては、県人会情報管理者又はホームページ・FACEBOOK 担当者の判断で削除される。

- 会員が実名とは違う名前で入会登録を希望する場合、入会申込書提出の際に県人会情報管理者に連絡する。その際、県人会情報管理者は適切な対応をとる。
- 会員名簿等個人情報は、原則、非公開。当県人会執行部及び各行事担当者のみアクセス可能。ホームページ・FACEBOOK 担当者も、業務遂行に必要な場合は個人情報にアクセス可能。また、福岡県庁や国際交流センターからの依頼があれば、先方との会員名簿の情報共有はありうる。会員や第三者から個人情報開示の要請があった場合、個人情報の開示対象となる会員の事前承認がある場合のみ、その要請者に開示する。また法令に基づく開示要請や政府機関からの開示要請がある場合は、会員の了承なしに開示することが有り得ることを予め了承する。

- 個人情報の取り扱いや苦情に関する問い合わせについては、会員から県人会情報管理者 3 名のメールアドレスへ同時に送付する。

- 県人会情報管理者のメールアドレスは、入会後に会員に連絡予定。

- 個人情報以外の当会に関する一般的な問い合わせは、下記の県人会メールに送付も可能。

県人会メール : fukuokakenjinkaisyd@gmail.com

7) 準拠法及び合意管轄

- 当規約に関する準拠法は、すべてオーストラリア国ニューサウスウェーズ州の法律が適用されるものとする。
- 本規約に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、双方信義則に基づき協議解決を図るものとするが解決ができない場合には当県人会所在地を管轄する裁判所
 - (1) North Sydney 簡易裁判所 (North Sydney Local Court)
 - (2) NSW 州地方裁判所 (NSW District Court)
 - (3) NSW 州最高裁判所 (NSW Supreme Court)

上記の裁判所とする。